

森林整備と財源のあり方検討委員会 第1回技術専門部会 議事概要

1 日 時：平成30年8月7日（火）13時30分～15時30分

2 会 場：新潟県庁 行政庁舎 802 会議室

3 出席者：紙谷委員、椛沢委員、本田委員、山本委員

4 次 第

(1) 開 会

(2) 挨 拶

(3) 委員紹介

(4) 部会長の選出

(5) 議 事

① H30 年度第1回検討委員会の概要及び主な意見（報告）（資料1, 2）

② 検討の視点・論点（資料3）

(6) 閉 会

5 議事の経過

| | |
|-------------|---|
| 会長（挨拶） | ○ 研究生生活を始めて、大学を卒業して四半世紀くらい経ちますが、半分くらいは島根県や京都に住んでいました。あとは関東に住んでいて福島・茨城県にはたびたび行く機会があったが、新潟県に仕事で来ることはあまり無く、いろいろ勉強させていただくことのほうが多いと思うが、部会長にご指命していただいたので、精一杯努めたいと思います。よろしくお願いします。 |
| （議事） 事務局 | ○ H30 年度第1回検討委員会の概要及び主な意見（報告）（資料1） |
| 会長 | ○ 森林環境譲与税自体が、かなり幅広に使えるように、国から示され、法整備が進んでいく中、森林経営管理法案と同時に進んでいるため、セットのようにも見えるが、森林経営管理法案に囚われるものではないという理解でよろしいか。森林環境譲与税に関しては、私はそのように理解しているのですが。 |
| 事務局 | ● 国の方では、ようやく森林経営管理法が成立したということで、その中に含まれるものが、森林環境譲与税の対象になり得ると言うことで、今の段階で国の方からは、明確な森林環境譲与税の考え方というのが示されていない。 今回説明した森林経営管理制度法に基づく制度の概要の中で、経営管理権を設定し、意欲と能力のある林業経営者につなげるものはつなげ、つなげられないものは、森林環境譲与税の対象となる。今段階ではこの程度の情報しかなく、国の方では来年度から森林環境譲与税が始まるということで、森林環境譲与税のための法案を検討していると言うことで、もう少し経てば、何らかの資料や説明が示されるのではないかと考えている。 |

| | |
|-------------|--|
| 会長 | ○ 私の方でも、いろいろな県の話を知っていると、土地境界の境界確定や木材利用の普及のため等、かなり幅広くに森林環境譲与税を使うように聞いている。 |
| 委員 | ○ 資料 4-1 の検討の進め方のところで、公的関与が必要な森林整備の対象・規模について検討とあるが、具体的にどの部分になるのかを議論するというのでいいか。 |
| 事務局 | ● はい。国の森林環境譲与税との重複をどの様に考えるかが課題と考える。 |
| 委員 | ○ 国の方がまだ明確でないということもあるが、県は県で制度・方針を決めていく、示していくということでもいいか。 |
| 会長 | ○ 新潟モデルのようなものを、示したりたたき台を作るようなイメージで進めることでもいいか。国は基本的に市町村の方に、自分でそれぞれ地域に任せることを考えていることから、新潟独自のものを作るということはどうでしょう。 |
| 事務局 | ● 今言われたことが論点だと思っている。 |
| (議事) 事務局 | ○ H30 年度第 1 回検討委員会の概要及び主な意見 (報告) (資料 2) ○ 検討の視点・論点 (資料 3) |
| 委員 | ○ 検討会の目的は、森林の公益的機能の維持・保全のためということで、森林の公益的機能というのをどのように考えるのか。つまり、林業経営の話が出てくるが、公益的機能の中には、木材生産機能というのも含めるのであれば、経済林の話も当然含まれるが、仮にそれが含まれないのであれば、整理の仕方も変わってくると思う。そこをどう考えるかということ整理できているのか。 |
| 事務局 | ● 基本的な考え方としては、森林の機能は様々あり、木材生産機能も含めたものを多面的機能と言っている。木材生産機能を除いた、土砂流出防止や水源涵養等を公益的機能と整理している。今の時点では、木材生産機能を除いた形で考えている。 |
| 委員 | ○ 昨年度の検討で、条件不利地の経済林も対象範囲になっているが、経済林ではあるが、現状では経済的な機能を発揮できない状況となっているという理解・整理でいいか。これらの整理は必要と思う。 |
| 委員 | ○ 市町村レベルで考えると、森林経営管理制度の説明を 6 月くらいに 1 回説明を受けたが、今回のような詳細な説明を受けていないので、判断がつかない。視点が違っていたら申し訳ないが、条件不利地の経済林の定めの中で、認定事業者の技量を一律に考えると大変厳しいのかと。県内のいろんな認定事業者がいると思うが、魚沼地域では 6 つの森林組合があるが、造林補助をもらって、森林経営計画を作れるのが 1 森林組合しかない。あとの森林組合は伐採などの請負でしか作業を行っていない状況の中で、意欲と能力のある林業経営者のレベルまでもっていくのか。 |

| | |
|-----|--|
| 委員 | <p>○ 魚沼地域の中で、意欲と能力のある林業経営者が1事業体では広すぎて対応できない。そうした場合、条件不利地なのかそうでないのかの問題ではなく、認定事業体の能力によって定まってくる部分が大きいと思う。</p> <p>また、広葉樹の関係だが、木材利用の観点から広葉樹の間伐等を行った場合、森林環境譲与税の対象として良いのか。</p> |
| 事務局 | <p>● 昨年の委員会で、現在放置されている里山やブナ林等についても、ある程度公的関与が必要となっている。国は私有林の人工林を主な対象としているが、新潟県は豊富な天然林があり、今のままでは公益的機能が低下するのではないかとといった考えから、里山やブナ林も対象に含めている。ただし、すべての天然林を対象とするのかなど、規模・範囲については、次回以降の部会で議論していただきたい。</p> |
| 委員 | <p>○ 広葉樹の公益的機能であれば、今鳥獣被害がひどくて、緩衝帯がなくなってきたのが原因と考えられる。広葉樹の里山の間伐等を行うことによって緩衝帯が出来てくる。それによって、農作物等の被害が減少するといった場合、公益的機能といったとらえ方は出来るか。</p> |
| 事務局 | <p>● ある種の考え方としては、そういう面もあると思います。そのへんも議論の対象としていただきたい。</p> |
| 委員 | <p>○ 今の議論は重要なところだと私も思っており、人工林は元々は広葉樹林があった場所に杉を植えた。植えた杉をきちんと整備して行かないと、森林の機能は発揮できないだろうという考え。広葉樹林の場合は元々はすべて原生林だったところを、人が何度も何度も利用していく過程で、薪炭林のような構造になっている。それを、より公益的機能を発揮させようとすると、本来の森林の姿に戻していく。つまり、全体として林を大きくしていくことによって、公益的機能が良くなっていく。広葉樹に関しては、間伐だけではなく、いろいろな考え方があって良いと思っている。林を大きくしていく手法を検討していく中で、伐採した木を活用するのも良いだろうし、結果として良い林に変わっていくことが目的である。それから、鳥獣被害に関しては、集落自体が維持できないところが出てくる。5年10年もたないところも出てくる。そういったところが放置されている状況である。そこに手を入れていくのは当然のことであると考える。従来、集落の活動を通じて結果的に緩衝帯が出来ていて、鳥獣被害がそれほど問題にならなかった。そうした観点から里山の公的関与は必要と考えるが、これらについても、今後この部会で議論していけば良いと思う。</p> |
| 会長 | <p>○ 先ほどの委員の発言で、地理的条件のほかに林業経営者の能力の向上等も大事ではないかとあったが、これについても今後検討していくのか。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ● はい。林業経営者につなげる、つなげないは、希望する林業経営者が現れるかどうかということになる。つまり、林業経営者の能力によって経営が成り立つ森林なのか、経営が成り立たない森林なのかが決まってくるのが想定される。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 今の考え方だと、魚沼地域では自社で高性能林業機械を所有しているところがなく、森林経営者につなげないとなると、非常に厳しい話だと思う。今のままだと条件不利地という位置付けになって、全部市町村が整備をしていかなければいけない。 これによって、林業を活性化して林業を発展させていくんだという考え方もあるんだと思うが、私自身何年も林業者と付き合いながら、いろんな事業を実施してきたが、昔の流れの中で一步足を踏み出してやっついこうという林業経営者が現れないのが現状。魚沼地域では、豪雪の影響で、根曲がりやまっすぐ育たないなど、低質の住宅用には使えない材が6~7割くらいある。木を伐採して搬出しても建築用材に使えるのが3~4割だと経済的に成り立たない森林が多い。中には、経済林として成り立つ森林もあるが、現状では国の造林補助6割、魚沼市が残り4割分の8割プラスB材C材の搬出費を補助して、やっとな山元・山主にお金がちょっと入るが、そうした森林は魚沼地域ではほんの一握りで、条件不利地と位置付けられるのがほとんどである。今まで森林経営者の活性化等を図ってきたが、なかなか結果として表れてこなかった。まずは、森林経営者の能力向上を図り、それから森林整備等が始まった方が良い形で回るような気がする。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ● 状況によって変化する対象範囲の境界線について、どのように整理すべきなのか、難しいところと思っている。 |
| 会長 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 今日の部会では、検討の視点・論点の整理ということで、委員の中で認識を共有することが第一の目的と思っている。①自然的・地理的条件により施業が困難な森林、②経済林のうち採算性が低く施業が困難な森林、③現在放置されている里山やブナ林等については議論があったが、④集落が共有し管理する森林について何かありますか。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 鳥獣の関係で集落管理の話をししましたが、集落管理いわゆる生産森林組合が管理している森林だと理解しているが、実質的には機能しているところはないと思う。それが集落の周辺の森林に手が入らない大きな原因でないかと考える。 |
| 会長 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 新潟県の中で、財産区が活動している実績はあるんでしょうか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ● 限定的だと思います。地域の生産森林組合の取組だとか、これからやりたいというところは、数カ所ある。 |
| 会長 | <ul style="list-style-type: none"> ○ そういうところは、森林環境譲与税が始まれば、税をいれていくことになるのか |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村の判断になると思う。 |

| | |
|-----|---|
| 会長 | ○ もし新潟県として税を作るとしたら、県民税という形で徴収して、新潟県全体の森林整備に活用出来る方針を作るということで良いか。 |
| 事務局 | ● 前回の委員会の議論を踏まえてイメージしたのが、広葉樹の里山やブナ林等の集落管理については、国の環境税は基本的には含まないと言っているなので、そこは新潟県独自で考え方を整理すべきと考えている。 |
| 委員 | ○ 予算規模を考えた時に、魚沼市の広い範囲を国の森林環境譲与税でも対応できないと思う。 |
| 会長 | ○ 魚沼市の場合、森林環境譲与税の配分の基礎となる、私有林人工林面積、人口等となると、人工林面積がそれほどなければ、森林環境譲与税自体がそれほど入らないと思うが、議論を進める上でそれらの情報があつた方が議論しやすい。 |
| 委員 | ○ 今後議論していく上で重要になってくる。新潟市や長岡市に森林環境譲与税がいっぱい流れて、肝心の中山間地の市町村にはいかないということが想定される。整備対象の範囲や規模を議論しても、意味の無い議論になってしまうといけないので、議論する上で情報提供していただきたい。 |
| 会長 | ○ 今日はいろいろ意見を出して、イメージを広げられればいいと思う。 |
| 事務局 | ● 先ほど説明した、検討の視点・論点をもとに、今後議論を進めるということによろしいか。 |
| 委員 | ○ 委員会資料の資料 4-1 の対象の規模・範囲について、部会で検討することになっているが、今回規模までは議論していないが、今後重要になってくると思う。部会で範囲を決めたけれど、実施の段階で全く対応できませんという話になりかねないので、おおざっぱな数字で良いので教えてほしい。 |
| 事務局 | ● はじめに範囲はどう考えるのか、その範囲で面積等の規模を出した時にどうなのか、というイメージで進めたいと考えているが、当然のことながら、全体的な規模感を持ちながら議論を進めなければ、具体的なことも見えないので次回に向けて考える。 |
| 委員 | ○ 森林環境譲与税について、森林管理署に現在入っている情報になるが、当初は手遅れの人工林が対象となっていたが、国会で議論する中で幅広に使えるようになった。新潟県が今回の委員会及び部会で方針を決めれば良いと思う。国が示している条件不利地は、道が無ければ条件不利地だが、道を付ければ条件不利地ではなくなる。また、林業経営者の力量によっても条件不利地の判断が変わってくるので、ある程度の基準が必要ではないか。 森林環境譲与税の使い方として、林道の整備を森林環境譲与税で行い条件の良い森林にしたのち、意欲と能力のある林業経営者につなげ、補助金などを活用するなど、森林環境譲与税ですべてを行うのではなく、いろいろなやり方があると思う。 |

| | |
|-----|--|
| | <p>森林環境譲与税の配分額がどの程度になるのか。南魚沼地域は国有林でも人工林が数パーセントしかなく、市町村にどれくらい配分されるかわからないが、県と市町村で連携するなど考えたらどうか。</p> <p>森林整備を行う業者は、国有林（国発注工事）の事業を行う業者と民有林（県などの発注工事）の事業を行う業者が違っており、国有林の事業を行う業者は、高性能林業機械などを所有しており作業量を多く行うことができるが、国有林の事業を行う業者が民有林に参入することは、様々な条件により難しいところもあるので、森林組合等の人材育成を行う必要があると思う。</p> |
| 事務局 | <p>● 森林環境譲与税の使い方については、市町村が決めることとなっており、県が基準を定めることは出来ないと考える。</p> |
| 委員 | <p>○ 新潟県の中・上越は、人工林はほとんど無くて、天然林の中に人工林が点々とあるのが現状で、人工林と天然林を分けるよりも、一体的に整備するような考え方もあると思う。無理に人工林と天然林に分ける必要は無いと思う。新潟の現状を整理して整備方針を立てて、場合によっては国に提案する流れもあると思う。</p> <p>今回は、現地検討もあるということなので、新潟県の森林の現状が分かる場所を見てイメージを共有した方が良い。</p> |
| 事務局 | <p>● 集落管理の森林について、国では基本的には公有林は原則的に対象外だが、財産区有林は含めることも可能となっている。この部分について、集落有林のうち、生産森林組合が管理する部分と財産区が管理する森林が半々となっている中で、財産区有林のみ対象と出来るところも議論の対象になるのではないかと。</p> |
| 委員 | <p>○ 実態がどの様になっているのか。</p> |
| 委員 | <p>○ 財産区有林とはどのようなものか。分収林みたいなものか。たとえば、土地は魚沼市だけど、立木は〇〇区のものだとか。</p> |
| 事務局 | <p>● 財産区有林の取扱い、処分方法とかは、地域によって様々ある。一概には言えない。</p> <p>財産区有林の実態については、県で調査中。</p> |
| | <p>(終了)</p> |